

兵庫、平8不4、平9.12.2

## 命 令 書

申立人 全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部

被申立人 神戸陸運株式会社

## 主 文

被申立人は、本命令書写し受領後7日以内に、申立人に対して下記文書を手交しなければならない。

## 記

平成 年 月 日

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部

執行委員長 X 1 様

神戸陸運株式会社

代表取締役 Y 1

当社のY2労務担当参事が、平成8年4月13日に貴組合神戸陸運分会員に対して、組合の弱体化を企図する発言をしたことは、労働組合法第7条第3号該当の不当労働行為であると兵庫県地方労働委員会で認定されました。

よって、今後かかる行為を繰り返さないようにいたします。

## 理 由

### 第1 認定した事実

#### 1 当事者

(1) 申立人全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下「組合」という。）は、近畿2府4県、四国地方などで生コンの製造、販売、陸上貨物運送及びその他の一般産業に従事する労働者で組織された労働組合で、審問終結時の組合員数は、約1,800名である。

被申立人神戸陸運株式会社（以下「会社」という。）には、組合の下部組織である神戸陸運分会（以下「分会」という。）があり、審問終結時の分会員数は、6名である。

(2) 会社は、タンクローリーによる食用油及びケミカル製品の運送を主たる業務とする株式会社で、肩書地に本社を置き、審問終結時の従業員数は、タンクローリー運転手21名を含め27名である。

#### 2 会社における労使関係

(1) 会社は、平成3年の春闘時、全日本運輸一般労働組合神戸支部（以下「運輸一般」という。）の下部組織である神戸陸運分会（以下「運輸一般分会」という。）の分会員が腕章を着用したことを理由に、タンクロー

- ーリー運転手である同分会員に対して地上勤務を行うよう指示した。そのため、同分会員の賃金が減少したとして、運輸一般は、当委員会に対して不当労働行為救済の申立て（平成4年（不）第4号事件）を行った。
- (2) さらに会社は、タンクローリー運転手である運輸一般分会員のX2（以下「X2」という。）に対し、平成5年3月10日から同年5月10日にかけて地上勤務を行うよう指示し、その結果、X2の賃金は月額にして3分の2に減少した。
  - (3) 平成5年8月31日、運輸一般分会員全員が、運輸一般を脱退し、同年9月1日に組合に加入し、分会を結成した。
  - (4) 平成6年3月2日、組合及びX2は、会社がX2に対して地上勤務を行うよう指示したこと〔前記(2)〕は労働組合法第7条第1号に定める不当労働行為であるとして、当委員会に対して不当労働行為救済の申立て（平成6年（不）第1号事件）を行った。
  - (5) 平成6年8月2日、当委員会は、平成4年（不）第4号事件〔前記(1)〕について、バックペイを内容とする一部救済命令を発したが、会社は、これを不服として、同月30日、神戸地方裁判所に上記命令の取消しを求めて、行政訴訟（神戸地裁平成6年（行ウ）第30号事件）を提起した。
  - (6) 平成6年11月10日、会社が、分会長X3（以下「X3」という。）、分会書記長X4（以下「X4」という。）、前分会長X5（以下「X5」という。）（役職については、いずれも当時のものである。）の3名（以下「X3ら3名」という。）に対して、同人らが会社の取引先に対する組合の業務妨害行為を容認したとして懲戒解雇した。同月15日、組合は、X3ら3名の解雇撤回及び原職復帰等を求めて当委員会に対して不当労働行為救済の申立て（平成6年（不）第10号事件）を行った。
  - (7) 平成7年8月16日、神戸地方裁判所は、X3ら3名の地位保全等仮処分申立事件（神戸地裁平成6年(ワ)第523号事件）について、同人らが労働契約上の権利を有する地位にあることを仮に定めること及び会社に賃金の仮払いを命ずることを決定した。同年9月6日、X3ら3名は、同地裁に地位確認の訴え（神戸地裁平成7年(ワ)第1201号事件）を提起した。
  - (8) 平成8年4月16日、当委員会は、平成6年（不）第1号、第10号事件について、X3ら3名の解雇撤回及び原職復帰、X2へのバックペイなどを内容とする一部救済命令を発した。

### 3 Y2参事の分会員らに対する言動

- (1) 平成8年4月13日午後1時ごろ、労務、人事を担当する部長待遇の管理職であるY2参事（以下「Y2参事」という。）は、副分会長X2と神戸市東灘区に所在するレストラン「ロイヤルホスト」において話をした。

その席上、Y2参事は、組合の一連の行動により、取引先からは締め出され、銀行関係は融資枠が限定されるなど、会社は経営的に非常に厳しい状態に置かれているなどの状況を説明する中で、①取引先から共通

して、原因を取り除かなければ、元の状態に戻せないと言われている、② X 4 の復帰については、今のままでは非常に難しい、取引先を取り戻し元の神戸陸運にするためには、取引先から言われるように、原因を取り除かなければ解決にならない、③ X 3 は先頭に立って活動しており、そのために会社の経営を苦しめているのだから、X 3 を戻すくらいなら社長は会社を閉めてしまう、という趣旨の発言をした。

なお、「原因」とは、組合活動の意味である。

- (2) 4月16日、全日本建設運輸連帯労働組合近畿地方本部、組合及び分会は、Y 2 参事の13日の発言は不当労働行為であるとして抗議文を会社あて提出した。
- (3) 4月19日、分会長 X 6 が、Y 2 参事と会い、X 2 も分会の三役であり、外に場所を設定して個人的に呼び出すのはまずいのではないかとの趣旨の発言をしたのに対し、Y 2 参事は、あれはまずかった、X 4 については復職を考えているが、X 3、X 5 を復職させる考えはない旨述べた。

## 第2 判断

### 1 当事者の主張

- (1) 組合は、Y 2 参事が、平成8年4月13日、X 2 に対し、組合否認の発言をしたことは、分会壊滅を企図したものであり、また、X 3 を復帰させるのであれば、社長は会社を閉鎖するなどの発言は、不当労働行為に当たるものである、しかも、解雇された X 4 と X 3、X 5 を復職の点で差別する発言は、組合に分断を持ち込み、その弱体化を企図した支配介入であると主張するのに対し、会社は、これを否認する。
- (2) 会社は、Y 2 参事が監督的地位にあるものではなく、また現実に労働者を業務上あるいは労務管理上も指揮監督する立場にある会社職制でもなく、支配介入の具体的行動者として、その言動が使用者に帰責されるものではないと主張するのに対し、組合は、Y 2 参事は会社における労務担当の中心職制にあり、支配介入の主体たる使用者に当然に含まれると主張する。

### 2 当委員会の判断

#### (1) Y 2 参事の言動

ア Y 2 参事の X 2 に対する、取引先から共通して、原因を取り除かなければ、元の状態に戻せないと言われているという趣旨の発言 [第1の3(1)] は、取引先の意向を X 2 に伝えたに過ぎないともいえるが、会社として、組合の組合活動が会社の経営を困難としているので、組合活動の中止を求めたものと解することができる。

イ X 4 の復帰については、今のままでは非常に難しい、取引先を取り戻し元の神戸陸運にするためには、取引先から言われるように、原因を取り除かなければ解決にならないという趣旨の発言 [第1の3(1)] は、X 4 の復職と組合活動の中止とを交換条件として提示したものとみるのが相当である。

ウ X3は先頭に立って活動しており、そのために会社の経営を苦しめているのだから、X3を戻すくらいなら社長は会社を閉めてしまうという趣旨の発言〔第1の3(1)〕は、X4については復職を考えているが、X3、X5を復職させる考えはない旨を述べ〔第1の3(3)〕、X4の復職とX3、X5の復職に差をつけるものであると認められる。

エ また、前記第1の2で認定したとおり、会社における労使関係については、従来から当委員会や神戸地方裁判所で数件の不当労働行為事件が争われてきた経緯があることから考えると、会社が、組合を快く思っていなかったことが窺われる。

オ 以上のことからすると、Y2参事の言動は、取引先の意向に基づく面も認められるが、その発言内容は、組合の組合活動を嫌悪し、組合の弱体化を企図したもので、組合に対する支配介入であると判断せざるを得ない。

(2) Y2参事の言動と会社の責任

Y2参事は、労務、人事を担当する部長待遇〔第1の3(1)〕の管理・監督的な地位にある者と認められるから、その言動は会社の意を体したものとみることができるので、Y2参事の言動は、会社の組合に対する支配介入であり、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると判断する。

3 救済方法

申立人は、組合を弱体化する発言の禁止及び謝罪文の掲示を求めているが、本件の場合、主文の救済をもって足りると考える。

第3 法律上の根拠

以上の認定した事実及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条の規定を適用して、主文のとおり命令する。

平成9年12月2日

兵庫県地方労働委員会  
会長 本田 多賀雄 ⑩